

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書案

多くの国民が反対や慎重審議を求めている特定秘密保護法を、安倍内閣と与党が衆院本会議で11月26日、参院本会議で12月6日に強行成立させました。

政府が制定を目指していた「特定秘密の保護に関する法律案」は、政府にとって都合の悪い情報を隠し、それを漏らしたり、情報を知ろうとする者に重罰を科すというものです。

政府の原案では「我が国の安全保障に関する事項のうち、特に秘匿することが必要である」事項で「防衛」「外交」さらに「特定有害活動防止」「テロ活動の防止」について「特定秘密」に指定するとしています。しかし、何が秘密に指定されたのかは国民に知らされず「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」を理由にすれば、広範な情報を秘密にすることができ、政府にとって都合の悪い情報を国民の目から隠すことが可能になります。

また、情報に接近しようとする様々な行為が処罰（最長で懲役10年）の対象となり、マスコミの取材や国民の情報公開を求める取り組みも処罰される恐れがあります。さらに、秘密を取り扱う人を対象にした「適正評価」によって、思想信条の自由やプライバシー権が侵害されることとなります。秘密保護法の目的は、国民の目と耳をふさぐことにあり、憲法改悪の先取りにほかなりません。

よって、当町議会は、日本国憲法で保障された基本的人権を侵害し、国民主権・民主主義・平和主義を根底から破壊する特定秘密保護法を与党の数による強行採決につぐ強行採決はとて認められません。審議をつくしたといえない法は撤廃するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月10日

埼玉県秩父郡小鹿野町議会